# 技術者等の適正配置について

平成 19 年 12 月 20 日改正にあわせて修正

平成21年4月 1日一部改正

平成22年4月 1日一部改正

平成25年4月 1日一部改正

平成27年4月 1日一部改正

平成28年4月 1日一部改正

平成28年6月 1日一部改正

平成29年4月20日一部改正

平成30年9月18日一部改正

令和元年11月22日一部改正

令和2年1月27日一部改正

令和2年7月22日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年1月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

# 1 技術者等の種類

# (1) 営業所に配置が求められる技術者等

営業所の	許可業者が建設業を営むそれぞれの営業所に専任(常勤・常駐)が求められる。			
専任技術者	⇒原則的に現場配置は不可 (特例は別表参照)			
経営業務の	許可業者が建設業を営む本店等に常勤が求められる。			
管理責任者	⇒原則的に現場配置は不可 (特例は別表参照)			

# (2) 工事現場に配置が求められる技術者等

	次のいずれかに該当する場合は、監理技術者を配置しなければならない。					
5万田 十分之	○特定建設業許可を有する元請業者が4,500万円以上(建築一式は7,00					
監理技術者	0万円以上)を下請負契約(全ての下請負契約の合計額)して施工する工事。					
	○入札条件で、監理技術者を配置することとしている工事。					
	監理技術者を専任配置する必要がある工事について、特例監理技術者を配置する					
	場合(監理技術者を2つの工事現場で兼務させる場合)には、特例監理技術者の					
特例監理技術者、	職務を補佐する監理技術者補佐を、当該工事現場ごとに専任で配置しなければな					
監理技術者補佐	らない。					
	※特例監理技術者及び監理技術者補佐については、特に定めのない限り、監理技					
	術者の規定に準ずるものとする。					
ナバ共生之	監理技術者を配置する場合を除き、全ての工事について、許可業者は元請・下請、					
主任技術者	請負代金額の多寡を問わず配置しなければならない。					
現場代理人	全ての工事に配置しなければならない。					

- 2 技術者の専任性等について
- (1) 監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任配置が求められる工事
  - ① 請負代金額4,000万円以上(建築一式8,000万円以上)の工事を施工する場合。
  - ② 入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合において、入札の結果、請負代金額4,000万円未満(建築一式8,000万円未満)となる場合。

# (2) 主任技術者の工事現場の兼務配置が認められる工事

ア (1)の工事のうち、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項が適用可能な工事であり、同一の主任技術者が当該工事の管理を行うことが認められるものにあっては、次の条件をいずれも満たす場合は、主任技術者の兼務を発注者に申請することができる。

ただし、監理技術者(入札参加条件等において監理技術者の資格を有する者の配置を求めている場合を含む。)の場合は、対象外とする。

- ① 兼務する工事が公共工事であること。
- ② 兼務する工事の工事場所が東広島市内で密接な関係(※1)があり、相互の間隔が直線距離で10km 以内であること。
- ③ 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ④ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- ※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む。)をいう。
- イ 請負代金額500万円以上4,000万円未満(建築一式1,500万円以上8,000万円未満)(入札 参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」としたものは除く。)の場合は、配置する主任技術者が兼務できる件数は5件までとする。(災害復旧工事は、工事件数に含めない。)
- ウ 請負代金額500万円(建築一式1,500万円)未満の場合は、兼任の制限はないものとする。ただし、 1件でも500万円以上4,000万円未満(建築一式1,500万円以上8,000万円未満)(入札参加 条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」としたものは除く。)の従事工事があれば、主任 技術者が兼務できる件数は5件までとする。(災害復旧工事は、工事件数に含めない。)
- エ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者(監理技術者)が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者(監理技術者)が当該複数工事全体を管理することができるものとする。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならないものとする。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合、主任技術者(監理技術者)はこれらの工事現場に専任の者でなければならないものとする。(特例監理技術者を設置する場合を除く。)

### (3) 現場代理人の専任性・常駐等について

- ア 現場代理人は、営業所の専任技術者又は経営管理責任者と兼務することはできない。
- イ 現場代理人は、その者が担当する工事現場の監理技術者(特例監理技術者を除く)又は主任技術者と兼

務が可能である。

- ウ 現場代理人は、次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。 ただし、一円の地域を対象とする工事(工事場所を「○○一円」とする工事)は除く。
  - ① 兼務する工事の請負代金額が全て4,000万円(建築一式工事にあっては、8,000万円)未満であること(ただし、入札公告において技術者を施工現場に専任で配置するとしたものは条件を満たさないものとする。)。
  - ② 兼務する工事が東広島市又は広島県の発注であること。
  - ③ 兼務する工事件数が、本件工事を含め5件以内であること。(災害復旧工事は、工事件数に含めない。)
  - ④ 兼務する工事の全ての工事現場が同一町内であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で5km以内であること。
  - ⑤ 兼務する工事が広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者である広島県が兼務を承認したことを 証する書面の写しを提出できること。
  - ⑥ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。 なお、この規定は、現場代理人同士の兼務に限らず、他の公共工事の現場における現場代理人と主任技 術者との兼務についても適用する。
- エ ウに掲げる場合のほか、工事場所が直線距離で10km以内であり、密接な関係(※1)のある他の公共工事(建設業法施行令第27条第2項が適用される工事として、同一の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。)において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次の条件をいずれも満たすときは、現場代理人について、当該他の公共工事に配置されている現場代理人又は主任技術者との兼務を発注者に申請することができる。
  - ① 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
  - ② 兼務する工事場所が東広島市内であること。
  - ③ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
  - ④ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。 なお、この規定は、主任技術者について、当該他の公共工事に配置されている現場代理人との兼務に ついても適用する。
  - ※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む。)をいう。
- オ 次の①、②又は③のいずれかの場合で、当該業者から現場代理人の兼務をさせたい旨の申請があった場合には、複数の工事を同一現場として配置を認める。

なお、1件でも①、②又は③以外の工事を現場代理人、主任技術者又は監理技術者として担当している場合には認めない。

- ① 附帯随契で契約する工事
- ② 請負代金額500万円未満の維持修繕・災害復旧工事(同一町内に限る)
- ③ 2 (2) エに該当する工事
- (4) 技術者(監理技術者(特例監理技術者及び監理技術者補佐を除く)、主任技術者、現場代理人)の配置期間 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、契約締結後14日以内に「現場代理人及び主任技術者等 指名届」(以下「指名届」という。)を提出しなければならない。また、指名届により配置された技術者を、原 則契約工期末まで配置しなければならない。ただし、工期の終期が到来する前にその完了検査が終了した場合 の配置期間は、検査確認通知書の交付された日までとする。

- 3 技術者と所属建設業者の雇用関係
- (1) 監理技術者及び主任技術者は、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係でなければならない。
- ○直接的な雇用関係

その所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいう。(一般的に在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用関係にあるとはいえない。)

○恒常的な雇用関係

監理技術者及び主任技術者は、開札日前(随意契約にあっては見積書提出日前)までに連続して3か月以上の雇用関係にあることが必要。

## 【直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する書類の例】

- ①監理技術者資格者証(表・裏)(写し)及び監理技術者講習修了証(写し)
- ②健康保険被保険者証(写し)
- ③住民税特別徴収税額通知書(写し)
- (2) 現場代理人の雇用関係について

現場代理人に対して雇用関係は問わないが、一括下請負禁止の徹底等を図るため、雇用関係を証明する書類又は出向契約書等により所属会社を確認できる資料の提出を必要とする。

- 4 技術者(監理技術者、主任技術者、現場代理人)の配置と途中交代の可否
  - 一般競争入札の1号工事及び総合評価落札方式の工事においては、入札において審査を受けた配置予定技術者 (監理技術者、主任技術者)を契約後に配置しなければならない。(「5 配置予定技術者の専任要件の審査等」参照)
  - 一般競争入札の2号工事においては入札公告に記載した資格・経験を有する技術者(監理技術者、主任技術者) を、契約後に配置しなければならない。

指名競争入札・随意契約においては、建設業法で定める資格・経験を有する技術者(監理技術者、主任技術者) を、契約後に配置しなければならない。(入札条件に指定する場合はそれも満たすこと。)

一般競争入札、指名競争入札、随意契約にかかわらず、契約後に配置した技術者(監理技術者、主任技術者、 現場代理人)の工期途中の交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、原則認めない。

ただし、技術者(監理技術者、主任技術者、現場代理人)の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等真にやむを得ない場合においては、当該工事における入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限な範囲で、これを認めることができる。その場合であっても、交代前の技術者と同等(資格・経験等)の者としなければならない。(監督員と要相談のこと。)

なお、監理技術者から特例監理技術者への変更、又は特例監理技術者から監理技術者への変更は、技術者の途中交代には該当しないものとする。(監督員と要相談のこと。)

- 5 配置予定技術者の専任要件の審査等
  - 一般競争入札の1号工事及び総合評価落札方式の資格要件確認資料等に添付する技術者の資格・工事経験調書 の記載内容の取り扱いは次のとおりとする。
- (1) 専任を要件とする配置予定技術者は、開札日の前日時点で他の工事に従事していることがなく、契約日時点で当該案件に専任で配置できるものでなければならない。
- (2)「開札日の前日時点で他の工事に従事していることがない」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
  - 開札日以降に工期の終期が到来する工事に従事していないこと。
  - 開札日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、次のア又はイに該当する場合 ア その完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合

- イ 本件工事が、建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあっては、それぞれの工事(本件工事を含む。)の発注者から兼務の承認を得られることが見込まれる場合(※2、※3)
  - ※2 落札候補者となった者は、事後審査における資格要件確認書類として兼務申請書を提出すること。通常の事後審査に加え、兼務の申請要件に該当すると認められる場合に限り落札決定を行う。なお、兼務の承認手続きは、契約後に発注担当課が行う。兼務の申請要件に該当していたものの発注者側に正当な理由があり、兼務申請が非承認となった場合には、配置予定技術者の変更を認めるものとする。
  - ※3 本市が兼務を認める事例については、「専任の主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和に 係る取り扱いについて」を参照すること。
- (3) 配置予定技術者の変更等は認めないものとする。
- (4) 配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、契約を締結後契約解除 し建設業者等指名除外基準要綱に基づく指名除外を措置することがある。
- (5) 契約後、工事の施工にあたって、配置予定技術者とした者を必ず配置させなければならない。変更できる場合は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。
- (6) 契約後における監理技術者から特例監理技術者への変更により、工事現場ごとに監理技術者補佐を配置する場合にあっては、配置予定の監理技術者補佐は、開始日(担任する工事の特例監理技術者が工事の兼務を開始する日をいう。以下この号において同じ。)の前日時点において他の工事に従事していることがなく、開始日時点で当該案件に専任で配置できるものでなければならない。

なお、「開始日の前日時点で他の工事に従事していることがない」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 開始日以降に工期の終期が到来する工事に従事していないこと。
- 開始日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、その完了検査が終了し、開始日の前日まで に交付された検査確認通知書の写しを提出できること。
- 6 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置の要件

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置が認められる工事は、次の要件を全て満たさなければならない。

- ① 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は、入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得たものは、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は東広島市内の工事であること。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に 遂行すること。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨ 発注者が兼務について承認していること。
- ⑩ 本市発注工事にあっては、総合評価落札方式による工事、低入札価格調査制度適用工事又は共同企業体(復旧・復興建設工事共同企業体を含む)対象工事に該当しないこと。

# 東広島市発注工事に係る配置技術者等の取り扱いについて

	主任技術者・監理技術者								
新たな職種 現在の職種		現場専任		現場専任を要しない					
		請負代金額4,000万円以上(建築一式8,000万円以上)又は入札参加条件等において技術者を 「施工現場に専任で配置できる者」とする場合		請負代金額500万円以上4,000 毒角化分類500	請負代金額500万円未満(建築	現場代理人			
		主任技術者	監理技術者 (入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。)	万円未満(建築一式1,500万円未満)					
対照方向									
Aさん	経営管理責任者又は 営業所の専任技術者	×		※原則不可 ただし、当該営業所に近接し、常時連絡体制を取れる場合に 限り4件まで可能 (注5)災害復旧工事の特例		×			
Bさん	経営管理責任者又は 営業所の専任技術者 及び 専任を要しない主任技術者 (監理技術者) 【特例】	×		※原則不可 ただし、当該営業所に近接し、常時連絡体制を取れる場合に 限り当該担任工事を含めて4件まで可能 (注5) 災害復旧工事の特例		×			
Cさん		※原則不可 ただし、東広島市内で密接な関係(注3)があ り、相互の間隔が直線距離で10km以内の公 共工事に限り、当該担任工事を含めて2件まで 可能(注2) (注6)災害復旧工事の特例 (注8)兼務の特例	×	隔が直線距離で10km以内の事を含めて2件まで可能。監理	関係(注3)があり、相互の間 の公共工事に限り、当該担任工 里技術者(入札参加条件等にお る者の配置を求めている場合を	(注1-第4項) 兼務の特例			
Dさん	専任の監理技術者 ※入札参加条件等において 技術者を「施工現場に専任 で配置できる者」とする場 合を含む。	×	特例監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で配置することにより、当該担任工事を含めて2件まで可能(注8)兼務の特例(注9)特例監理技術者等の配置要件ただし、入札参加条件等において特例監理技術者の配置が認められていない場合は不可	×		当該担任工事のみ可能 (注1-第4項)兼務の特例			
Еさん	特例監理技術者(2件の工 事を兼務の場合)又は 監理技術者補佐		当該担任工事のみ可能 (注1-第4項)兼務の特例 ただし、特例監理技術者は不 可						
Fさん	専任を要しない 主任技術者 (監理技術者)	※原則不可 ただし、東広島市内で密接な関係(注3)があ り、相互の間隔が直線距離で10km以内の公 共工事に限り、当該担任工事を含めて2件まで 可能。監理技術者(入札参加条件等において監 理技術者の資格を有する者の配置を求めている 場合を含む。)の場合は不可(注2) (注6)災害復旧工事の特例 (注8)兼務要件	×	当該担任工事を含めて5件ま で可能 (注5) 災害復旧工事の特例	当該担任工事を含め500万円 未満(建築一式は1,500万円未 満)の工事のみであれば、数 に制限なく可能	原則当該担任工事のみ可能 (注1)兼務要件 (注4)兼務要件 (注5)災害復旧工事の特例 (注7)災害復旧工事の特例			
Gさん	現場代理人	当該担任工事のみ可能 (注1-第4項) 兼務の特例 (注4) 兼務要件 (注7) 災害復旧工事の特例	当該担任工事のみ可能 (注1-第4項) 兼務の特例 ただし、特例監理技術者は不可	原則当該担任工事のみ可能 (注1)兼務要件 (注4)兼務要件 (注5)災害復旧工事の特例 (注7)災害復旧工事の特例		<ul><li>※原則不可</li><li>(注1)兼務要件</li><li>(注4)兼務要件</li><li>(注5)災害復旧工事の特例</li><li>(注7)災害復旧工事の特例</li></ul>			

#### (注1)

現場代理人の兼務要件その1

- 1. 次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。ただし、一円の地域を対象とする工事(工事場所を「○○一円」とする工事)は除く。
  - ① 兼務する工事の請負代金額が全て 4,000 万円 (建築一式工事にあっては、8,000 万円) 未満であること (ただし、入札公告において技術者を施工現場に専任で配置するとしたものは条件を満たさないものとする。)。
  - ② 兼務する工事が東広島市又は広島県の発注であること。
  - ③ 兼務する工事件数が、本件工事を含め5件以内であること(災害復旧工事は、工事件数に含めない。)。
  - ④ 兼務する工事の全ての工事現場が同一町内であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で 5km 以内であること。
  - ⑤ 兼務する工事が広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者である広島県が兼務を承認したことを証する 書面の写しを提出できること。
  - ⑥ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。 なお、この(注1)第1項の規定は、現場代理人同士の兼務に限らず、他の公共工事の現場における現場代理人 と主任技術者との兼務についても適用する。
- 2. 本工事の附帯工事で特命随意契約による場合は、本工事の現場代理人が附帯工事の現場代理人を兼ねることができる。
- 3. 請負代金額 500 万円未満の維持修繕工事及び災害復旧工事については、同一町内における工事に限り、数に制限無く現場代理人を兼ねることができる。ただし、500 万円以上(建築一式工事も同様)の工事を1つでも担任(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)している場合は適用しない。
- 4.2 (2) エに該当し、複数の工事を一の工事とみなす場合は、これら複数工事に同一の現場代理人を配置することができる。ただし、これら複数の工事以外の工事を1つでも担任(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)している場合は適用しない。

#### (注2)

### 主任技術者の兼務要件

建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条第 2 項が適用可能な工事であり、同一の主任技術者が当該工事の管理を行うことが認められるものにあっては、次の条件をいずれも満たす場合は、主任技術者の兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者(入札参加条件等において監理技術者の資格を有する者の配置を求めている場合を含む。)の場合は、対象外とする。申請手続については、入札公告等で確認すること。

- ① 兼務する工事が公共工事であること。
- ② 兼務する工事の工事場所が東広島市内で密接な関係(注3)があり、相互の間隔が直線距離で10km以内であること。
- ③ 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ④ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の 写しを提出できること。

# (注3)

密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む)をいう。

#### (注4)

現場代理人の兼務要件その2

工事場所が直線距離で 10 km以内であり、密接な関係(注3)のある他の公共工事(建設業法施行令第27条第2項が適用される工事として、同一の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。)において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人について、当該他の公共工事に配置されている現場代理人又は主任技術者との兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者(入札参加条件等において監理技術者の資格を有する者の配置を求めている場合を含む。)の場合は、対象外とする。申請手続については、入札公告等で確認すること。

- ① 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ② 兼務する工事場所が東広島市内であること。
- ③ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- ④ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、この規定は、主任技術者について、当該他の公共工事に配置されている現場代理人との兼務についても適用する。

#### (注5)

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和特例1

1. 請負代金額 4,000 万円(建築一式工事にあっては、8,000 万円)未満の災害復旧工事(入札参加条件等において 技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とするものを除く。)に係る主任技術者及び現場代理人は、兼務制 限の件数としてカウントしない(兼務する全ての工事が専任配置を要しない請負代金額 4,000 万円(建築一式工事にあっては、8,000 万円)未満かつ東広島市内であれば、災害復旧工事の件数は無制限とする。ただし、請負代金額 4,000 万円(建築一式工事にあっては、8,000 万円)以上の工事を1件でも担任した場合は、それまで兼務制限の件数にカウントしていなかった全ての災害復旧工事をカウントすることになるため、兼務制限に注意すること。)。

- 2. 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人については、他の工事の現場代理人と 兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。
- 3. 適用期間は、平成30年9月18日から当分の間とする。なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・ 指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、 この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。

### (注6)

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和特例2

- 1. 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項が適用可能な工事であって、同一の主任技術者が当該工事の管理を行うことが認められるものにあっては、次の条件をいずれも満たす場合は、主任技術者の兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者(入札参加条件等において監理技術者の資格を有する者の配置を求めている場合を含む。)の場合は、対象外とする。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。
  - ① 兼務する工事が公共工事であること。
  - ② 兼務する工事の工事場所が東広島市内で密接な関係(注3)があり、全ての工事場所の間隔が 25km 以内であること。
  - ③ 兼務する工事件数が本件工事を含め5件以内であること。
  - ④ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する 書面の写しを提出できること。
  - ⑤ 兼務する工事に災害復旧工事を1件以上含むこと。
- 2. 適用期間は、令和 2 年 7 月 22 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間とする。なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。

### (注7)

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和特例3

- 1.全ての工事場所の間隔が 25km 以内で密接な関係(注3)のある他の公共工事(建設業法施行令第 27 条第 2 項が適用される工事として、同一の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。)において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者(入札参加条件等において監理技術者の資格を有する者の配置を求めている場合を含む。)の場合は、対象外とする。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。
  - ① 兼務する工事件数が本件工事を含め5件以内であること。
  - ② 兼務する工事場所が東広島市内であること。
  - ③ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する 書面の写しを提出できること。
  - ④ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
  - ⑤ 兼務する工事に災害復旧工事を1件以上含むこと。
- 2. 適用期間は、令和2年7月22日から令和7年3月31日までの間とする。なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。

### (注8)

同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者(監理技術者)が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者(監理技術者)が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を 4,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が 4,000 万円 (建築一式工事の場合は 8,000 万円 )以上となる場合、主任技術者(監理技術者) はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。(特例監理技術者を設置する場合を除く。)

#### (注9)

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置の要件

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置が認められる工事は、次の要件をすべて満たさなければならない。申請 手続きについては、入札公告等で確認すること。

- ① 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は、入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得たものは、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は東広島市内の工事であること。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨ 発注者が兼務について承認していること。
- ⑩ 本市発注工事にあっては、総合評価落札方式による工事、低入札価格調査制度適用工事又は共同企業体(復旧・ 復興建設工事共同企業体を含む)対象工事に該当しないこと。